

事務連絡  
令和3年3月24日

関係各位

今治市総務部契約課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後  
における工事及び業務の対応について

このことについて、令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなったことを受け、愛媛県を通じて国土交通省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、市発注工事及び業務においては、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から工事及び業務の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者から監督員を経由して契約課へご相談ください。

また、工事等従事者に感染者等が確認された場合は、直ちに各受注者から監督員を経由して契約課にご報告ください。

貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

（問い合わせ先）  
今治市総務部契約課  
工事契約係・工事検査室  
TEL:0898-36-1560（直通）

事務連絡  
令和3年3月22日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後  
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年3月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年3月18日変更））（以下、「基本的対処方針」という。）において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところです。

また、基本的対処方針では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ご

との感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しく願  
いします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めてお  
りますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対  
しても、周知を宜しく願います。

事務連絡  
令和3年3月22日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
	港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
	管理調整部長殿
国土地理院	総務部長殿
	企画部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除された。令和3年3月18日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、今回宣言が解除された地域に加え、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、その他の地域を含め、基本的対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、工事等の対応について「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。）に基づき、適宜、対応されたい。